

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	本事業は、ザンビア北西部州メヘバ元難民再定住地において、元アンゴラ難民とザンビア人を含む住民約 360 世帯で構成される 11 の自助グループを支援対象¹とし、1) 農業資材の供与と収支管理能力の強化、2) 需要の高い作物の種苗供与および栽培能力の強化、3) 共同輸送の定着と販路拡大支援を行う。これらの活動を通じて、住民が継続的かつ自立的に生計活動を実施する環境を整備し、住民収入の向上をねらう。 This project assists 11 self-help groups (360 Zambian and former Angolan refugee households) to conduct successful and independent livelihood activities in order to raise their income in Meheba local integration area, Zambia, by; providing agricultural materials and improving financial management skills, providing high-demand seeds and enhancing ability to grow these crops, and providing support to improve groups' joint crop transportation practice and expand sales channels.
(2) 事業の必要性と背景	(ア) 事業実施国における一般的な開発ニーズ ザンビアは顕著な社会経済的格差による開発課題を抱える中で、アフリカ地域の安定に大きく貢献してきた。同国は世界第 2 位の銅産出国として 2011 年には中所得国入りを果たしながら、人口の 54.4%が未だ一日 1.90 米ドル以下の生活を強いられ²、さらに貧困層の 4 分の 3 は農村地域に集中している。そのような状況下においても、1964 年の独立以降、アンゴラ、モザンビーク、コンゴ民主共和国といった周辺国からの難民を積極的に受け入れてきた。2020 年 5 月現在、ザンビアには紛争や迫害により故郷を追われた人々が約 8 万 7 千人生活しており、その内訳はコンゴ民主共和国やブルンジなどからの難民および庇護申請者約 6 万 5 千人と、母国の情勢安定などの理由により難民資格が停止したアンゴラおよびルワンダ出身の元難民約 2 万 2 千人である³。 これらの元難民に関して、ザンビア政府は 2014 年に国連機関と共働し「現地統合政策」を策定した。同政策は元難民に対する滞在許可証の発行による同国内での法的地位の保証と、土地区画の付与を含む社会経済的支援を主軸としている。土地区画は、元難民およびザンビア人世帯を対象に、同政策が定める再定住地にて割り当てられる。これにより、再定住地に住む元難民とザンビア人が協働しての地域開発や、元難民の現地社会への心理・経済・社会的統合および自立が促進されることが期待されている。また、同政策の一環として、同国政府は 2017 年より、国連開発計画 (UNDP) を主管とする国連組織と共働し、「持続的な再定住による人間の安全保障」プログラムを開始した。同プログラムの目的は、2021 年までに元難民を含む地域コミュニティが、地域開発のあらゆるレベルで統合された状態を実現することとされている。しかし、貧弱な財政基盤と社会課題を抱える同国がこの政策を実行し、元難民の社会的統合を実現するためには、国際社会からのさらなる支援が不可欠である。 (イ) 事業地、事業内容選定の理由 ①事業地選定の理由 本申請事業は、現地統合政策により定められた再定住地の一つである北西部州カルンビラ郡メヘバ元難民再定住地（以下、再定住地）を事業対象地とする。2014 年の同統合政策の開始に伴い、1971 年に設置された A～H 地区からなるメヘバ難民

¹ 全 11 グループに約 2,340 人が参加している。1 グループの平均世帯数は 32 世帯（約 210 人）である。

² World Development Indicators database, World Bank, 2018

³ UNHCR Fact Sheet, UNHCR, 31st May 2020

居住地が南北に分割された。南側である G、H 地区が再定住地として指定され、以降 2018 年までに E、F 地区の一部が追加指定されている。

再定住地は多くの課題を抱えている。2014 年の同統合政策開始に伴い、政府はメヘバ難民居住地側で生活する元難民に対して再定住地側への移住を呼びかけてきたが、未だ移住完了の見通しが立っていない。この主な要因は、再定住地の多くの地域が未開発の森林であり、移住者は住居建設や田畑の開墾を自力で行わなければならない、さらに難民居住地側と比して井戸や学校、病院などの生活基盤が未整備である点だと考えられる。また、同統合政策が開始された当初、国連機関をはじめとする援助機関が元難民に対する社会経済的支援を計画していたが、資金不足などを理由にその多くが実施されなかった。なお、同政策の開始に伴い、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の管轄下にあった再定住地は、現地行政である北西部州カルンビラ郡が管轄することとなった⁴。2014 年当初と比較し、現在は同郡関係者に再定住地が彼らの管轄地域であるという意識の高まりが見られる。しかし、依然として郡の人的・財政的資源は限定的であり、再定住地への社会サービスの提供はいまだ十分ではない。

行政や外部からの十分な支援が望めない状況下において、再定住地に住む住民は自力で経済的生活基盤を整える必要があるものの、これは彼らの置かれている現状では容易ではない。農業は住民が行う生計活動の主軸であるが、彼らは十分な資金や貯蓄を持たないため肥料などの資材が購入できず、多くの住民が作物を販売できるだけの収穫量を得られていない。また、住民は作物を輸送する費用を捻出できないため、より高値で作物が売買されるメヘバ地域外の市場に収穫物を持ち込むことは困難である。2018 年に実施した聞き取り調査では、再定住地にて農業を積極的に行っている住民の平均年収は 1,276 ザンビアクワチャ（約 14,000 円、2018 年当時の平均レート：1 ザンビアクワチャ＝約 11 円）であり、ザンビアの小規模農家の平均年収の 6 分の 1 程度であった⁵。

②事業内容選定の理由

【これまでの事業の成果】

当会は 2019 年 9 月よりメヘバ元難民再定住地における生計活動基盤強化支援事業を実施している（以下、先行事業）。先行事業では、再定住地に移住した元難民およびザンビア人約 330 世帯で構成される 11 の自助グループを対象に、農機具などのスタートアップキットの供与、生計活動委員の育成、自助グループ単位での商品共同輸送体制構築支援、住民間の生計活動に関する情報交換の促進、自助グループの組織運営能力の強化を行い、住民が生計活動を実施する基盤構築に寄与してきた。

先行事業開始時から現在までに確認した成果は以下の通りである。

- ①事業にて育成した 33 名の生計活動委員は、グループメンバーの農地を巡回し、メンバーの栽培状況をモニタリングしつつ、研修で得た農作物の栽培知識を教授している。
- ②グループメンバーは、生計活動委員からの助言を活かし、メイズや大豆などの主要作物の適切な栽培方法を実践している。
- ③スタートアップキットとして供与した農業資機材は、グループで策定した管理ルールに基づき、適切に管理・運用されている。
- ④各グループは毎月定例会の場を活用して、農薬の正しい使用法を共有しあった

⁴ メヘバ難民居住地側（A～D 地区）は、2020 年 7 月現在も UNHCR の管轄下にある。

⁵ ザンビア国元難民現地統合に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート、JICA

り、農機具の修理方法を話し合ったりと、生計活動に関する情報交換や協議を行っている。定例会では、グループ活動継続のための集金といったグループの組織運営に関する議論がなされている。

⑤定例会は、住民同士が資金を持ち寄り、共同で作物を市場に輸送して販売する共同輸送の基礎ともなるグループ間の互助意識の醸成に繋がっている。共同輸送は、新型コロナウイルス感染拡大の影響などもあり当初予定より実施が遅れているが、住民間で計画策定は進んでおり、2020 年 8 月頃に初回実施が計画されている。

【事業を通じて見えてきた課題】

収穫量・利益の不足による継続的な農業資材の欠如

作物の収穫量が少ない点に加え、販売できたとしても利益が低く、さらに収支管理や計画的な貯蓄の習慣が住民に根付いていないことから、住民は収穫量を向上させるための肥料や種苗などの農業用資材を購入できていない。2019 年に再定住地 G、H 地区に住む住民 70 世帯を対象に実施した当会の調査では、調査対象の世帯のうち 98%がザンビアで主要な換金作物であるメイズ（白トウモロコシ）を栽培したが、うち 40%が収穫量の少なさから全収穫物を自家消費に充てざるを得ず、販売による現金収入に繋がれなかったと回答した。また、対象世帯の約 70%が年間収入から翌年の農業用資材費用を捻出できていないと回答した。特に高齢世帯では収穫量が低い傾向にあり、平均年収は 60 歳未満の世帯と比較するとおよそ半分程度である⁶。住民が今後自力で、かつ継続的に農業用資材を購入するためには彼らの収入基盤を強化する必要があるが、現在の住民の経済状況に鑑みるに、基盤強化のためには外部からの初期投資支援が不可欠である。加えて、住民自身が翌年の農業への投資にかかる支出を予測し、計画的に貯蓄が行えるよう、収支管理能力を向上させることが肝要である。

なお、特に高齢世帯などの脆弱世帯に関しては、一部の重労働の耕作作業への不安が一因となって作付面積を増やせず、収穫量の低下、ひいては農業投資に必要な現金収入の欠如を招いている。このため、一部の耕作作業の負荷を、近隣住民の互助を活用して軽減するなどの取り組みが必要である。

利益率の低い作物への依存

また、住民の多くは自家消費を主目的としてメイズや大豆を優先的に栽培しており、需要が高く市場で売れやすい作物を栽培できていない。メイズや大豆の栽培は住民自身の食料確保のみならず、販売による利益確保の手段ともなるが、これらの作物は販売価格が低く設定される傾向にあり利益率が上がらず、また競合が多く作物が売れ残る傾向にある。このような状況下において、需要が高い作物の栽培と販売は住民の経済基盤を強化する有効な手段の一つであるものの、住民はこれら作物の種苗の購入に必要な初期投資費用を捻出できず、また栽培方法に関する知識も有していない。なお、2019 年に当会が再定住地 G、H 地区の 70 世帯を対象に実施した調査結果によると、トマトやキャベツなど市場での需要が比較的高い作物を栽培・販売した世帯は 70 世帯中 9 世帯のみに留まっている。

利益率の低い販売先への依存

3 点目として、先行事業で計画している作物の共同輸送では、市場における取引先の確保が課題として挙げた。先行事業では個人への販売を想定しているが、市

⁶ 当会が行った 2019 年 10 月に行ったベースライン調査では、事業地において 60 歳未満の世帯の平均年収は ZMW1,495.25（約 1 万 6 千円）である一方、60 歳以上の世帯の平均年収は ZMW833.75（約 9 千円）であった。

場調査の結果、個人取引は販売単価が低く設定される傾向にあり、利益率が低いことが分かった。また、個人間取引は卸売業者への一括納入と異なり、作物がある程度売れるまで日数を要することが予想される。その場合、住民は市場での滞在費用を工面しなければならず、共同輸送にかかる費用も加味すると、最終的に利益が残りにくいと考えられる。以上の点から、安定して比較的高い販売価格を確保できる病院、学校、地元スーパーマーケットなどの一括買取業者との取引が好ましい。しかし、住民の置かれている現状ではこれら取引先との調整は困難であり、また取引先情報も十分に得られておらず、そのため販路が十分に確保できていない。再定住地は携帯電話が通じにくく、住民が電話で業者と直接連絡を取れないことや、直接出向いて業者と折衝するための交通費が捻出できないことがその要因である。なお、取引開始に費用を必要としない小規模スーパーマーケットや学校に加え、高い販売量が見込まれる中規模スーパーマーケットや労働者数が多い鉱山を販売先に加えることにより、より安定した取引と収益が期待できる。ただし、後者の中規模業者の多くは、取引開始に協同組合としての団体登録料を必要とする。住民の経済状況に鑑みるに、1 団体ごとに約 6,000 円かかる登録費用を住民自身が負担することは難しい。

本申請書作成時点では先行事業における共同輸送は未実施だが、この要因としては、新型コロナウイルス感染拡大の影響に加え、上述の理由により十分な販売先が確保できていない点が挙げられる。

上述の 3 つの課題は相互に関連し合い、負のサイクルとなって住民の継続的かつ自立的な生計活動の実施、ひいては収入の向上を妨げている。各課題に対する対応策は（５）活動内容を参照されたい。

【JICA との連携】

JICA は小規模園芸農家支援（Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion: SHEP）アプローチを取り入れた開発支援事業をメヘバ再定住地にて 2020 年 2 月から 2024 年までの 4 年計画で実施中である。SHEP アプローチは野菜や果物を生産する農家に対し、「作って売る」から「売のために作る」への意識変革を起こし、営農スキルや栽培スキル向上によって農家の園芸所得向上を目指すものである⁷。当会事業での活動が JICA の SHEP アプローチと補完し合うことにより、以下のような相乗効果が見込まれる。

当会事業で支援する住民の経済基盤が整うことによって、今後 SHEP アプローチにより裨益できる層が拡大し、再定住地の住民全体のさらなる生計能力の向上および所得の向上につながることが見込まれる。SHEP アプローチは、実施ハンドブックにも明言されているとおり、主に自給自足を超える生活レベルにあり、且つ自身で農業に投資できるだけの資金がある住民（再定住地からは 32 世帯/年⁸）を選抜し、対象とする⁹。一方で当会の事業ではそうした初期投資費用に乏しい住民を含む 11 の自助グループを対象としている。当会事業は、現状では SHEP アプローチの対象となり得ない生活レベルにある住民の農業実施環境や能力を強化するため、将来的には彼らが SHEP アプローチにより裨益する基盤を整えることに繋がるなど、両事業の効果的な連携が期待できる。また、住民が当会事業にて換金作物の栽培方法を習得する点は、JICA 事業において住民が選択できる生産物の幅に

⁷ JICA SHEP（市場志向型農業振興）アプローチ

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/index.html>

⁸ 1 年あたり、再定住地住民から 32 世帯、再定住地周辺のコミュニティの住民から 8 世帯を対象とする。

⁹ JICA SHEP Handbook for Extension Staff, 2018, 86P

	広がりを持たせるほか、習得した栽培技術を基により高いレベルでの技術習得が可能となるとも考えられる。さらに、JICA 事業では住民の市場調査を実施するものの、販売支援は行わないため、当会事業で実施する共同輸送によりその点を補完し、販売量の増加および収益の向上といった相乗的な効果が得られると期待される。 なお、JICA 事業は対象者の選定が未完了であり、自給自足レベルの生活水準にある住民も一部対象に含む可能性もあるとのことだが、本事業との対象者の棲み分けおよび相互補完を念頭におきつつ、今後情報交換を密とする方向で合意した。																								
	●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性 本事業は、SDGs 目標 1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」のターゲット 1.2「2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる」の達成に資する。また、SDGs 目標 2「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」のターゲット 2.3「2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる」の達成に貢献する。																								
	<table><tr><td>ジェンダー平等</td><td>環境援助</td><td>参加型開発／ 良い統治</td><td>貿易開発</td><td>母子保健</td><td>防災</td></tr><tr><td>1:重要目標</td><td>0:目標外</td><td>1:重要目標</td><td>0:目標外</td><td>0:目標外</td><td>0:目標外</td></tr><tr><td>栄養</td><td>障害者</td><td>生物多様性</td><td>気候変動（緩和）</td><td>気候変動（適応）</td><td>砂漠化</td></tr><tr><td>1:重要目標</td><td>0:目標外</td><td>0:目標外</td><td>0:目標外</td><td>0:目標外</td><td>0:目標外</td></tr></table>	ジェンダー平等	環境援助	参加型開発／ 良い統治	貿易開発	母子保健	防災	1:重要目標	0:目標外	1:重要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外	栄養	障害者	生物多様性	気候変動（緩和）	気候変動（適応）	砂漠化	1:重要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外
ジェンダー平等	環境援助	参加型開発／ 良い統治	貿易開発	母子保健	防災																				
1:重要目標	0:目標外	1:重要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外																				
栄養	障害者	生物多様性	気候変動（緩和）	気候変動（適応）	砂漠化																				
1:重要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外																				
	●外務省の国別開発協力方針との関連性 外務省国別開発協力方針事業展開計画では、「鉱業への過度の依存から脱却した裾野の広い持続的経済成長の促進」が大目標として掲げられ、この達成のために、「国内製造業及び農業の活性化のための生産性の向上及び生産の安定化」が開発課題として挙げられている。本事業は、メヘバ元難民再定住地の住民が農業をはじめとする生計活動を行う環境を整備するものであることから、国別開発協力方針に合致する。																								
	●「T I C A D VIおよびT I C A D 7における我が国取組」ととの関連性 本事業は、「経済の多角化・産業化」における、農業に関する人材育成を通じた農業の収益性・生産性向上を目指す取り組みに合致する。																								
(3) 上位目標	メヘバ元難民再定住地において住民の社会経済的自立が促進される																								
(4) プロジェクト目標 (今期事業達成目標)	メヘバ元難民再定住地において、住民が自立的・継続的に生計活動を実施できる環境が整い、住民の収入が向上する (今期事業達成目標) 自立的な生計活動を行うための家計管理能力が強化される。住民が必要の高い換金作物の栽培方法を理解する。共同輸送が定期的に行われ、新たな販路の開拓が開始される。																								

(5) 活動内容	ザンビア政府の新型コロナウイルス対策指針に則り、研修や説明会ではマスクや消毒液を用意し、さらに研修や会合を複数回に分けたり、参加人数を調整したりなどして、住民や関係者の感染予防に努める。 <u>活動 1. 農業資材の供与および収支管理能力強化</u> 1-1 11 の自助グループを対象に、種苗、肥料、農薬などの農業資材を供与する。種苗はメイズ、大豆といったザンビアにおける主要作物、且つ対象住民が既に栽培方法を熟知している種類を中心に、農業省カルンビラ郡事務所と移住局から助言を得ながら、住民間での協議によって彼ら自身に選定してもらう。本活動により、初期投資費用不足により十分な量の種苗を購入できていない世帯の作物生産高および売上高を上げ、同世帯の経済基盤を補強する（1 年次） 1-2 高齢者、寡婦、若年、障がい者などの脆弱な 30 世帯を対象とし、グループメンバーによる労働互助¹⁰の仕組みを策定する。グループメンバーでシフトを組み、生計活動委員を中心にグループメンバーで補助の必要な脆弱世帯を選定し、それら世帯の耕作作業を補助する。本活動の実施状況について、当会職員が定例会にて適宜モニタリングする（1、2 年次） 1-3 11 の自助グループのリーダー、副リーダー、生計活動委員計 55 名を対象に、3 日間の世帯収支管理研修¹¹を実施する。研修では、収支計画の立て方や家計簿の付け方など、農業やその他生活にかかる支出の把握と、計画的な貯蓄のための家計管理の基礎、また研修内容のグループメンバーへの共有方法を学ぶ。講師は地域開発・社会福祉省郡担当者が担当する。また、研修には活動後のフォローアップを担当するメヘバ拠点を持つマイクロファイナンス団体を招く。研修実施後、同研修参加者は各グループの定例会にてメンバーに研修内容を教授し、各メンバーが各家庭の家計状況を把握し、収支計画を立てられるよう指導する。一連の作業については、当会職員が確認、指導する（1 年次） 1-4 11 の自助グループのリーダー、副リーダー、生計活動委員計 55 名を対象に、2 日間の世帯収支管理補完研修を実施する。研修では、家計収支管理を行う際に生じた課題を共有し、解決策について議論する。同研修は地域開発・社会福祉省郡担当者が講師を担当する（2 年次） 1-5 当会職員が各グループの定例会にて住民に直接聞き取りを行い、各世帯の収支管理が適切に行われているか確認し、適宜助言を行う（1、2 年次） <u>活動 2. 需要の高い作物の種苗供与および栽培研修</u> 2-1 11 の自助グループのリーダー、副リーダー、生計活動委員計 55 名を対象に、需要の高い作物の栽培方法に関する研修を 3 日間実施する。研修では、当会が市場調査および住民からの聞き取り調査を以って選定した作物 4 種類の適切な栽培方法について学ぶほか、グループ毎に作付および収穫の時期や農業資材の配分方法などを定めた栽培計画を立てる。同研修には農業普及員¹²を講師として招く（1 年次）
----------	---

¹⁰ 脆弱世帯が所属するグループのメンバーが、これらの世帯に対して耕作を手伝うなど労働力を提供することを指す。

¹¹ 参加者の多くが会場から離れた場所に居住している点、終日のため昼を跨ぐ点、さらに会場周辺には昼食を取れるレストランなどがない点に鑑み、終日開催の勉強会および研修では昼食を提供する。昼食の提供は、勉強会および研修の効果を最大化するため、またこれらの効率的な実施のために必要である。また、研修や説明会では参加者が学んだ重要な内容をメモに取り、グループメンバーに対して効果的に内容を周知してもらうため、参加者に対してペンおよびノートを配付する。さらに講師の説明や参加者の発表をより分かりやすく伝えるため、模造紙を利用する。

¹² 農業省カルンビラ郡メヘバフィールド事務所に所属し、担当管轄区域の巡回、住民に対する農業指導、政府の資材供与時にお

	2-2 活動 2-1 の栽培方法に関する研修実施後、各グループの共有地やリーダーの自宅にて、研修参加者からグループメンバーに対して研修内容を共有するセッションを持つ。同セッションには当会職員が参加、適宜助言を行う（1、2 年次） 2-3 11 の自助グループを対象に、住民が主要作物だけでなく利益率の高い作物も栽培できるよう、活動 2-1 の研修で栽培方法を学んだ需要が高い一方、市場への供給量が少ない作物の種苗を供与する。種苗は活動 2-1 の研修で栽培方法を学んだ 4 種類のうち、自助グループでの協議を経て住民自身が選択する。供与する種苗は 1 グループにつき 1 種類とすることで、グループ内での作物の収穫時期を合わせる。これにより共同輸送時における作物の輸送量と販売量を最大化させ、販売効率と利益を上げられるよう配慮する（1 年次） 2-4 生計活動委員が自助グループのメンバーの農地を巡回訪問し、作物の栽培状況を確認、適宜助言を行う。当会職員が生計活動委員の巡回に同行するほか、定例会での聞き取りを通じて栽培状況をモニタリングし、研修で得られた気づきや栽培方法の成功例・失敗例を集積して資料にまとめ、また必要に応じて助言を行う（1、2 年次） 2-5 各自助グループのリーダー、副リーダー、生計活動委員計 55 名を対象に、作物の栽培に関する課題について共有し、解決方法などを学ぶ栽培方法補完研修を 3 日間実施する。同研修は農業省カルンビラ郡事務所の職員が講師を担当する（2 年次） <u>活動 3. 共同輸送の定着と販路拡大支援</u> 3-1 自助グループのリーダー、副リーダー、生計活動委員計 55 名を対象に、計 3 日間の共同輸送補完研修を実施する。研修初日および 2 日目は直面している課題や起こり得る問題を確認し、解決策について議論する。さらに共同輸送全般の改善方法などについての話し合いと、実際の取引を想定したロールプレイを行う。2 日目終了後、参加者は定例会にて他のグループメンバーに研修内容を共有し、グループ毎に課題の解決策などについて話し合いをもつ。その後、別日に設定する研修 3 日目にて、グループ毎に話し合った内容を持ち寄り、議論を深める。講師は当会職員の生計活動専門家が務める（1、2 年次） 3-2 当会職員が各グループの共同輸送に帯同し、販売先や輸送業者との交渉や、メンバー間での必要経費と売上金の配分方法などを確認し、適宜指導を行う。また、当会職員がグループ毎の定例会にて実施状況を聞き取り、メンバー間で振り返りがなされているか確認するなど、モニタリングを行う（1、2 年次） 3-3 共同輸送時における販売先を増やすため、事業地近郊のマーケットの仲買人や企業・団体の担当者を招聘し、住民と農作物の販売について意見交換する交流会を 1、2 年次に 1 回ずつ開催する。また、供給先として団体登録が必要な販売先との取引を開始するため、1 年次のみ住民に対して団体登録料を支援する 3-4 当会の活動で得た農業知識や経験、家計管理に関する知識、共同輸送の成果などを共有し、住民が得た知見を各グループの生計活動に還元できるよう、全グループが参加しての情報交換会を 1 年次に 1 回、2 年次に 2 回開催する。情報交換会には移住局や農業省カルンビラ郡事務所などから関係者を招
--	--

	待する（1、2 年次） 3-5 当会職員が各自助グループの定例会に参加して、グループ集金の徴収状況の確認など、共同輸送実施などの基盤となる組織運営・資金管理状況をモニタリングし、必要に応じて指導する（1、2 年次） 裨益人口：約 22,300 名 直接裨益人口：2,300 名（約 360 世帯）、間接裨益者約 20,000 名（元難民現地統合政策対象者）
（6）期待される成果と成果を測る指標	【成果 1】農業資材を活用して住民が作物を栽培、販売して収入を得る。住民が作成した収支計画表に基づき、作物販売で得た収入および必要な支出を管理できるようになる 指標1. 全自助グループが供与された農業資材を使用して作物を栽培する 指標2. 全 360 世帯からサンプリング抽出する 80 世帯のうち、70%¹³が作物販売から現金収入を得る 【確認方法】 定例会議事録、住民への聞き取り、収支計画表の確認 【成果 2】住民が生計活動委員の補佐のもと需要の高い作物の栽培方法を理解し、栽培できるようになる 指標1. 研修参加者 55 名のうち 70%以上¹⁴が需要の高い作物の栽培方法について理解している 指標2. 全 11 グループ中 10¹⁵以上の自助グループで栽培の計画が立てられている 【確認方法】 理解度テスト、栽培計画シートの確認 【成果 3】共同輸送が定期的に実施され、販路が拡大する 指標1. 全 11 グループ中 7 以上¹⁶の自助グループが 2 ヶ月に 1 回以上の頻度で共同輸送を実施する 指標2. 全 11 グループ中 10 自助グループ¹⁷の取引業者数が、先行事業よりも増加する 【確認方法】 定例会議議事録、共同輸送フォローアップ時の各グループへの聞き取り
（7）持続発展性	活動 1-1 にて供与する農業資材が住民によって適切に利用されるよう、農業普及員が住民に対する補完的な栽培指導や進捗確認を行うよう調整する。同時に当会職員が定期的に各グループで実施する定例会に参加し、農業資材の利用方法や栽培の進捗、問題の有無などを確認する。 脆弱世帯の耕作をグループメンバーが補助する労働互助の仕組みについては、グループメンバーの世帯に負荷がかかりすぎない仕組みが策定されるよう当会職員が適宜調整するほか、メンバーが仕組みに沿って必要な時期に脆弱世帯を補助

¹³ 【事業を通じて見えてきた課題】に記載のとおり、2019 年に再定住地 G、H 地区に住む住民 70 世帯を対象に実施した当会の調査において、調査対象の 40%が収穫量の少なさから全収穫物を自家消費に充てざるを得なかったという結果を踏まえ、60%が現金収入を得ている状況を、本事業にて 70%まで改善する。

¹⁴ 先行事業にて能力テストを行った結果、研修参加者の 70%以上が農業資機材の適切な使用方法を理解しており、その状態では生計活動実施に最低限必要な農機具などの資機材を常に利用できていることがわかった。したがって、当申請事業でも同水準を目指す。

¹⁵ 先行事業にて、自助グループ毎の集金時期などを定める月次の活動計画が全グループにて策定されたものの、栽培計画は種苗によって異なり、且つ前述の活動計画と比して複雑性が高いため、全 11 グループの約 90%である 10 グループを目標とする。

¹⁶ 先行事業では新型コロナウイルス感染症によって共同輸送の開始時期が遅れ、計画通りには活動を実施できなかったため、活動が住民によって自主的かつ積極的に行われるまでには住民に定着しなかったと考えられる。そのため、本事業では先行事業で目標としていた 50%を確実に達成し、さらに同感染症対策に努め、1 年次では 60%（7 グループ）のグループによる共同輸送実施を目指す。

¹⁷ グループが選択する種苗によっては、開拓した新規販売先との売買交渉が直ぐに纏まらない可能性にも鑑み、指標は全 11 グループとせず 10 とする。

するよう促す。この仕組みの実施とモニタリングは本第 1 年次事業の後に計画している第 2 年次事業でも実施することにより、住民の労働互助とその必要性に関する意識を高め、同仕組みが定着し、事業終了後も継続して実施されるよう促す。

事業実施中に家計の収支管理状況を随時モニタリングすることによって、問題点や不明点を適宜解決し、各世帯が継続的かつ適切に家計管理を行えるよう配慮する。先行事業から実施している勉強会を通じて自助グループ内に形成された知識共有のネットワークを活かし、住民が家計管理についての疑問点を互いに相談し合うよう、事業期間を通じて促す。また、事業実施中にメヘバに拠点を持つマイクロファイナンス団体へ協力を依頼し、研修や定例会に参加してもらう。同団体は家計管理に関する相談ができるリソースパーソンとして住民に周知し、事業終了後も家計管理に関する助言を受けられる関係性を構築する。なお同フォローアップに費用はかからない。

需要の高い作物の栽培方法については、栽培方法補完研修の一環として実践演習を多く取り入れ、住民への知識の定着を図る。研修および栽培状況のモニタリングには農業普及員の参加も促す。研修で得られた気づきや栽培方法の成功例・失敗例は集積して資料にまとめ、農業普及員が事業後の住民への指導の際に随時参照できるようにする。

作物の市場への共同輸送については、事業期間を通じて各自助グループが実施計画を立て、振り返りを行うサイクルを繰り返すことで、グループの実情に合った共同輸送の実施が定着するよう促す。また、事業実施中に農業普及員を研修や共同輸送の現場に招いて定例会での議論内容などを共有し、彼らが共同輸送に関して自助グループメンバーをフォローアップできる体制を整える。

先行事業では、各自助グループの活動計画や事業全体の進捗状況を定期的に副大統領府移住局に共有することで、同局担当者が先行事業の研修等に積極的に参加し、また対象地域に住む脆弱世帯のリスト共有および種苗販売業者の紹介など必要な支援を提供してくれるようになった。本申請事業においても関係各所との関係強化に努め、本申請事業終了後にも関係機関から自助グループに対するフォローアップがなされるよう働きかける。